

傍聴人用



令和6年11月12日

令和6年第11回
稲沢市教育委員会定例会提出議案

稲沢市教育委員会事務局

第 1 1 回教育委員会定例会付議事項

番 号	案 件	担当課	頁
議案第 2 0 号	稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則について	庶務課	2
議案第 2 1 号	稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について	スポーツ課	5
議案第 2 2 号	令和 6 年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について	庶務課	8
議案第 2 3 号	令和 7 年度儀式等について	学校教育課	10
議案第 2 4 号	稲沢市立小中学校の休業日について	学校教育課	12

議案第20号

稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則について
別紙のとおり稲沢市立学校管理規則の一部を改正するもの
とする。

令和6年11月12日提出

稲沢市教育委員会

教育長 広沢 憲治

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する
事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会
に諮る必要があるため。

稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則

稲沢市立学校管理規則（昭和 3 4 年稲沢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	「												
<table><tr><td>共同学校事務室 を置く学校</td></tr><tr><td>稲沢東小学校</td></tr><tr><td>稲沢西小学校</td></tr><tr><td>大里西小学校</td></tr><tr><td>祖父江中学校</td></tr><tr><td>三宅小学校</td></tr></table>	共同学校事務室 を置く学校	稲沢東小学校	稲沢西小学校	大里西小学校	祖父江中学校	三宅小学校	<table><tr><td>共同学校事務室 を置く学校</td></tr><tr><td>教育委員会が別 に定める学校</td></tr><tr><td>同上</td></tr><tr><td>同上</td></tr><tr><td>同上</td></tr><tr><td>同上</td></tr></table>	共同学校事務室 を置く学校	教育委員会が別 に定める学校	同上	同上	同上	同上
共同学校事務室 を置く学校													
稲沢東小学校													
稲沢西小学校													
大里西小学校													
祖父江中学校													
三宅小学校													
共同学校事務室 を置く学校													
教育委員会が別 に定める学校													
同上													
同上													
同上													
同上													
」を	」に改める。												

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則（案）

No.1
庶務課

現 行			改 正 後		
別表第 1（第 16 条の 4 関係）			別表第 1（第 16 条の 4 関係）		
略	略	共同学校事務 室を置く学校	略	略	共同学校事務 室を置く学校
略	略	<u>稲沢東小学校</u>	略	略	<u>別に定める 学校</u>
略	略	<u>稲沢西小学校</u>	略	略	<u>同上</u>
略	略	<u>大里西小学校</u>	略	略	<u>同上</u>
略	略	<u>祖父江中学校</u>	略	略	<u>同上</u>
略	略	<u>三宅小学校</u>	略	略	<u>同上</u>
			付 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。		

議案第21号

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正
する規則について

別紙のとおり稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部
を改正するものとする。

令和6年11月12日提出

稲沢市教育委員会

教育長 広沢 憲治

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する
事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会
に諮る必要があるため。

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則（昭和 5 1 年稲沢市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「在学する者」の後に「(以下この条において「市内在住者等」という。)」を、「団体」の後に「(以下この条において「市内構成団体」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市内構成団体は、当該団体に属する市内在住者等の数に満たない範囲内で、市内在住者等以外の者を加えることができる。

第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する団体の責任者（指導者）及び副責任者は、市内在住者等である成人でなければならない。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

No.1

スポーツ課

現	行	改	正	後
(利用者の範囲) 第6条 開放施設（プールを除く。）を利用することができるものは、市内に在住、在勤又は在学する者 10 人以上をもって構成している団体で、教育委員会に登録されているものとする。<u>ただし、当該団体の責任者又は指導者は、成人でなければならない。</u>	(利用者の範囲) 第6条 開放施設（プールを除く。）を利用することができるものは、市内に在住、在勤又は在学する者（以下この条において「市内在住者等」という。）<u>10 人以上をもって構成している団体（以下この条において「市内構成団体」という。）で、教育委員会に登録されているものと</u>する。<u>この場合において、市内構成団体は、当該団体に属する市内在住者等の数に満たない範囲内で、市内在住者等以外の者を加えることができる。</u> <u>2 前項に規定する団体の責任者（指導者）及び副責任者は、市内在住者等である成人でなければならない。</u> <u>3 略</u>			

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 略

3 略

議案第 22 号については非公開として提案させていただきます。

議案第23号

令和7年度儀式等について

別紙のとおり令和7年度儀式等を行うものとする。

令和6年11月12日提出

稲沢市教育委員会

教育長 広沢 憲治

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定により、実施日を定める必要があるため。

令和7年度 儀式等について（案）

儀 式	小 学 校	中 学 校
入 学 式	4 月 8 日（火）	4 月 9 日（水）
1 学期 始業式	4 月 9 日（水）	4 月 9 日（水）
1 学期 終業式	7 月 1 8 日（金）	7 月 1 8 日（金）
2 学期 始業式	9 月 1 日（月）	9 月 1 日（月）
2 学期 終業式	1 2 月 2 3 日（火）	1 2 月 2 3 日（火）
3 学期 始業式	1 月 7 日（水）	1 月 7 日（水）
卒 業 式	3 月 1 9 日（木）	3 月 6 日（金）
修 了 式	3 月 2 4 日（火）	3 月 2 4 日（火）

議案第24号

稲沢市立小中学校の休業日について

別紙のとおり稲沢市立小中学校の休業日を定めるものとする。

令和6年11月12日提出

稲沢市教育委員会

教育長 広沢 憲治

説 明

この案を提出するのは、稲沢市立学校管理規則第6条第2項第6号の規定により、休業日を定める必要があるため。

稲沢市立小中学校の休業日

- 1 小学校 令和7年4月1日（火）～令和7年4月8日（火）
中学校 令和7年4月1日（火）～令和7年4月8日（火）

休業内容

（１）稲沢市立小中学校 ３２校

（２）学年始めのため、始業式の前日まで休業日とする。

